

質問回答

2018年7月9日

スリランカ国国家上下水道公社西部州南部地域事業運営能力向上プロジェクト

(公示日:2018年6月20日/公示番号:180163)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	<p>【第2 業務の目的・内容に関する事項】</p> <p>5. 実施方針及び留意事項</p> <p>(3)日本側のプロジェクト実施体制、(10)本邦研修の活用及び</p> <p>6. 業務内容</p> <p>(4)本邦研修の検討、及び実施</p>	<p>(3)日本側のプロジェクト実施体制において、本契約とは別に、参加意思確認公募により研修受託機関を決定し、両自治体の協力のもと、本邦研修を期間中に2回実施予定である。と記述されております。</p> <p>また、(10)本邦研修の活用では、本プロジェクトでは、早期の本邦研修(国別研修)実施を通じて、日本の水道事業体取組みに係る学び、意見交換の機会を提供することとする。と記述されております。</p> <p>加えて、(4)本邦研修の検討、及び実施では、名古屋市上下水道局(無収水)および神戸市水道局(アセットマネジメント)が研修員を受け入れる本邦研修を想定すると記述されております。</p> <p>上記本邦研修について、同一のものか否か、関係性をご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>本邦研修はプロジェクト期間中に2回(無収水、アセットメント)を実施予定です。ご指摘の(3)、(4)、(10)で示す本邦研修はすべて、この2回の本邦研修を指します。</p>
2	<p>【第2 業務の目的・内容に関する事項】</p> <p>5. 実施方針及び留意事項</p>	<p>直営専門家が業務を実施するにあたり、インターネットや車両借上げ等が必要と想定されません。直営専門家の作業実施に必要な費用は見積</p>	<p>直営専門家の活動に必要な経費は、直営専門家が管理・直接支出しますので、計上は不要です。</p>

	(3)日本側のプロジェクト実施体制	に 計上が必要でしょうか。必要な場合、直営専門家にかかる費用は価格競争の対象とならない 別見積もりと理解しますが、計上すべき費目についてご教示頂けますでしょうか。	
3	【第2 業務の目的・内容に関する事項】 5. 実施方針及び留意事項 (3)日本側のプロジェクト実施体制	長期専門家にはアシスタント(秘書・アドミ担当)はいるのでしょうか。	アシスタントを備上するか否かは長期専門家が今後判断することになりますが、備上する場合は、所要額の在外事業強化費を JICA から長期専門家に対して支弁する予定です。
4	【第2 業務の目的・内容に関する事項】 5. 実施方針及び留意事項 (3)日本側のプロジェクト実施体制	短期専門家(アセットA)は都度2名選定とありますが、毎回2名派遣する予定でしょうか。	原則として毎回2名を派遣します。
5	【第2 業務の目的・内容に関する事項】 5. 実施方針及び留意事項 (10)本邦研修の活用 及び 6. 業務内容 (4)本邦研修の検討、及び実施	(10)本邦研修では、コンサルタント専門家は、効果的な本邦の実施に向けて、直営専門家に対する助言、NWSDB との協議や手続きを支援すると記述されております。また、(4)本邦研修の検討、及び実施では、コンサルタント専門家は、各研修の目標、内容、視察先、行程、研修員などに関して直営専門家に助言する。研修員派遣に伴うスリランカ国内の手続等を支援すると記述されております。 上記本邦研修について、コンサルタント専門家は同行しないものと理解してよろしいでしょうか。	同行は不要です。

6	<p>【第2 業務の目的・内容に関する事項】</p> <p>5. 実施方針及び留意事項</p> <p>(14) プロジェクト期間及びフェーズ分け</p> <p>及び</p> <p>【第3 業務実施上の条件】</p> <p>1. 業務工程</p>	<p>業務開始時期は2018年8月からと9月からの記載がありましたが実際はどちらでしょうか。</p>	<p>コンサルタントとしての国内業務は8月に開始しますが、プロジェクトとしては専門家が現地入りする9月1日から開始となります。</p>
---	--	--	---

以上